# 法人こおりやま

2024. 11　第557号

逢瀬公園（郡山市逢瀬町）

【コピー・転載禁止】

**― 11月11日～17日は税を考える週間です ―**

公式 Instagram Facebook 始めました

Instagram　Facebook

## インターネットセミナー

600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます
http://www.koriyama-hojinkai.or.jp

無料　郡山法人会　検索　で検索いただけます

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください
ログインID ●●●●　パスワード ●●●●　ログイン

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは　会員ID：1101　パスワード：1005

## 目次

税務署ニュース
DXはじめよう！経理業務のデジタル化 …… 2
令和7年度税制改正提言事項 …… 4
あなたのやる気が仕事を変える …… 8
税のミニ通信
検証必須！賃上げ促進税制！！ …… 10
貧乏神封じの七福神／トピックス …… 11

**税務署ニュース**

# DX はじめよう! 経理業務のデジタル化

## 現　状

**各種書類の分類**

多種多様な書類を種類ごとに分類・整理

**手入力・確認**

業務過多により人的ミスが発生

**支払や記帳**

**書面で保存**

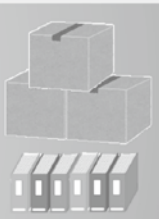

## 日常業務をデジタル化

クラウド会計ソフトや AI-OCR、電子帳簿の導入のほか、振込・入金等に係る事務をデジタル化

**多種多様な書類**

スキャン（スマホ・スキャナ）

**OCR 読み取り（AI-OCR）**

自動的に分類・仕訳

**インターネットバンキング**

データを自動で取込・仕訳

クラウド会計ソフト等

**経営分析**

リアルタイムで経営状況を把握

**データ保存**

自動で保存（電子帳簿保存法対応）

ペーパーレス

## 生産性の向上

①データの入力から確認までの事務量・負担が軽減
②リアルタイム（リモート）で経営状態が確認可能
③書面での保存が不要
…etc

## 税務行政の DX に関する取組のご紹介

国税庁では、税務行政の DX を進めることで、納税者の皆様の利便性の向上を目指しています。詳しくは、デジタル関係施策の紹介ページをご覧ください。

国税庁

仙　台国税局

仙台国税局・税務署（令和6年6月）

# デジタルインボイス及び全銀 EDI のご紹介

デジタルインボイスを契機に、請求データについてはPeppol、支払処理から入金消込までは全銀EDI（DI-ZEDI）を導入することにより、請求～支払/入金消込まで一気通貫で処理することができ、会計(仕訳)業務だけではなく、支払処理および入金消込業務の効率化を図ることができます。

詳しくは右のQRコードからご覧ください。

デジタル
インボイス

全銀 EDI
（DI-ZEDI）

# 給与所得の源泉徴収票の提出は e-Tax で！

給与所得の源泉徴収票を e-Tax で提出すると、従業員の方の確定申告がさらに簡単になります。e-Tax（eLTAX の「電子的提出一元化機能」を利用する場合を含みます。）での提出にご協力をお願いします。

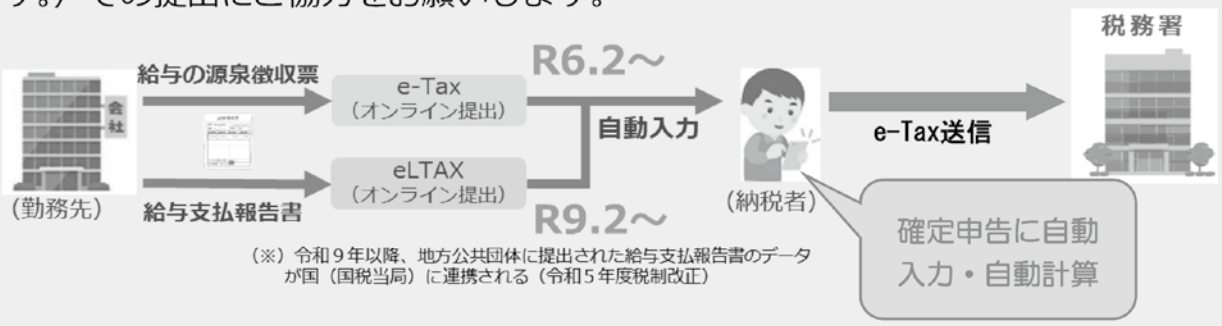


（※）令和９年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国（国税当局）に連携される（令和５年度税制改正）

# 使ってみると便利です！キャッシュレス納付！

振替納税　ダイレクト納付　インターネットバンキング等

クレジットカード納付　スマホアプリ納付

各納付方法の詳細は、右の QR コードからご覧ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

法人会

令和7年度
税制改正提言

# 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を！

**このほど法人会は令和7年度税制改正提言をまとめ、今後、その実現を求め、政府や関係省庁に要望活動を展開していきます。**

**我が国は世界に類を見ないほどの膨大な長期債務残高を抱え、金利上昇し利払い費が増え、財政の硬直化から予算編成もままならない状況にあります。**

**法人会は速やかに財政健全化の徹底を図れと強く求めています。**

**救国的立場に立つ法人会の提言へのご理解ご支援をお願いします。**

紙幅の関係上、抜粋掲載します

【第40回全国大会（10/3）】

## Ⅰ 税・財政改革のあり方

新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言える。

ただ、日本では１００兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年３月末で１，２８５兆円兆円を突破した。

こうした債務残高は国内総生産（ＧＤＰ）の２．２倍にも達する水準である。コロナ禍前から我が国の財政状況は主要先進国の中で最も悪化していたが、今回のコロナ禍を経て、さらに債務残高が増加したことに十分留意する必要がある。

財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

岸田政権が本年６月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針２０２４」（骨太の方針）によると、基礎的財政収支（プライマリーバランス＝ＰＢ）を２０２５年度に黒字化を目指す方針が明記され、７月末に内閣府がまとめた財政収支の試算ではＰＢは25年度に黒字化を達成できるとの見通しを初めて示した。

ただ、この黒字達成は税収の大幅な増加を背景としており、大型の補正予算の編成やＧＸ（グリーン・トランスフォーメーション）の対策費用を計上しないなど、特殊な前提を置いて試算したに過ぎない。黒字額の見通しも１兆円にも満たない水準であり、財政見通しは決して楽観できる情勢にはない。

歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示する一方、歳入では税財政改革を通じた増収を目指すなど、実効性のある着実な取り組みを求める。

### １．財政健全化に向けて

日本銀行は本年３月、消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切った。さらに７月には追加利上げも実施した。財務省の試算によれば、今後も金利の上昇が続けば、一定の経済成長を果たしても将来的には税収増より国債の利払い費の方が増えることが想定されている。「金利のある世界」が現実に到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

我が国財政は金利の上昇に伴い、国債の利払い費の増加は免れない。そして国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の予期せぬ急上昇など金融市場に多大な影響を与え、安定的な経済成長を阻害することも懸念される。

そうした事態を回避するため、政府と日銀は健全な関係を構築して金融市場の動向を慎重に見極めつつ、副作用を最小限に抑えるように細心の注意を払って政策運営に努めなければならない。

(1)　本年６月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。

また、物価高対策としての効果については限定的との批判がある。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

(2)　こども・子育て政策（加速化プラン）として、２０２８年度までに年間３．６兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。岸田政権は賃上げに加え、歳出改革で社会保険料負担を抑制することで「実質的な負担増はない」と説明している。だが、医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。社会保障改革が想定通りに行われなければ、財源は国債頼みとなりかねない。

政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財

政健全化の両立を目指すべきである。

(3)　防衛力の抜本強化では防衛費を２０２７年度までの５年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

## ２．社会保障制度に対する基本的考え方

高齢者人口がピークを迎える２０４０年の社会保障給付費は、22年よりも４割以上増えて１９０兆円に達すると試算されている。また、来年には団塊の世代すべてが後期高齢者となることから、医療と介護の給付費の急増が見込まれる。

こうした中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

とくに中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。さらに本年10月からは厚生年金の適用対象が拡大（従業員数51人以上）される。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。

また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

(1)　公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。これまでも年金の受給開始年齢の繰り上げや繰り下げの選択肢が拡大されてきており、公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

(2)　医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。

さらに「ジェネリック（後発薬）の使用割合を全ての都道府県で80％以上」に加え「ジェネリックの金額シェア65％以上」とする政府の新たな目標が定められたが、その達成のためにはジェネリックの安定した供給体制を確立することも肝要である。

(3)　少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。

本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

(4)　介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

## ３．行政改革の徹底等

今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

また、水膨れが指摘される国の基金に基づく事業をめぐっては、企業などに対する補助金の支払いを終えているのに管理費だけをその後も継続して支出していた基金など、15の事業を廃止する方針が固まった。これに加え、使う見込みがない５，４００億円余りを国庫返納することも決まった。存続させる基金については数値目標を早急に設定し、国から基金に拠出する年限も設けることなどで、基金の政策効果等を常に検証し、今後も運用の適正化を図るべきである。さらに財政投融資（財投）を活用した官民ファンドについても、多額の損失を計上する事例が相次いでいる。出資者である財務省は、ファンドからの財政報告を定期的に受け、組織や運営体制などに対する見直しを求める権限を持つべきである。それでも改善が図られなければ、株主総会で経営体制の刷新を促すなど規律重視の運営に改めるべきである。

こうした行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

（↙次頁）

（前頁より）

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) ＰＤＣＡサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

### 4．マイナンバー制度について

デジタル化時代の社会インフラであるマイナンバーカードの交付率は約81％（令和６年８月現在）に達したが、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言い難い。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始され、健康保険証（新規交付・再交付）は令和６年12月２日に廃止されることとなったものの、令和６年６月現在の利用実績は９．９％にとどまるなど、その利用はまだ低調である。令和６年度末には運転免許証との一体化も予定されている。

こうした中で政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。

国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。昨年にはマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで各種証明書を発行するサービスをめぐり、他人名義の証明書が誤って交付されるなどの深刻なトラブルが頻発した。

政府はそうした事態を厳しく反省し、誤交付などを徹底的に防止する総合的な対策を講じる必要がある。

そのうえで第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。

ｅ－ＴａｘやｅＬＴＡＸを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、一段のカード普及にもつながろう。

国・地方で具体的な検討を進めるべきである。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題と言える。

## Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

我が国経済を支える中小企業の景況感は、新型コロナウイルス禍の打撃からほぼ脱し、改善に向かっている。

一方で全国的に中小企業の人手不足が深刻化しており、海外の資源高や円安進行を背景にした物価の上昇も加わり、中小企業経営をめぐる先行き不透明感は強まっている。

とくに優秀な人材を確保するためにも着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。

円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。

必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。

こうした中で取引先の中小・零細企業に対し、不合理な値下げ交渉や買い叩きをしないと対外的に約束する「パートナーシップ構築宣言」の取り組みは注目に値する。

これに署名した大手企業などは、賃上げ時に法人税の負担を軽くするための税制優遇や補助金で加点措置の恩恵を受けられる仕組みである。

すでに大手・中堅企業を中心に中小企業等を含めて５万社以上が参加しており、官民を挙げて中小企業による適正な価格転嫁を促す取り組みとして推進したい。

価格転嫁をめぐっては従来の原材料費や光熱費だけでなく、今後は賃上げなどによる労務費の増加分も含めるように産業界全体で認識を共有すべきである。

人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、企業の存続とサプライチェーン（部品の供給網）を維持するため、それぞれの中小企業の事情に応じた事業承継の推進が求められる。

### 1．中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。

とくに中小・零細企業は企業全体の９割以上、国内雇用の７割を占めている。

そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

地方創生の観点からも政府

と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

**(1)法人税率について**

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

**(2)法人税率の軽減措置**

中小法人に適用される軽減税率の特例15％を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、８００万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも１，６００万円程度に引き上げること。

なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和７年３月末日となっている適用期限を延長すること。

また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることのないよう配慮すること。

**(3)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置**

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。

ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和７年３月末日となっている適用期限を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計３００万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

**(4)中小企業等の設備投資支援措置**

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和７年３月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

**(5)中小企業の事務負担軽減**

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなどで、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。

また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者に委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。

人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靭ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。

また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

## ２．事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

**(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設**

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

**(2)取引相場のない株式の評価の見直し**

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。

取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

**(3)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実**

令和６年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和８年３月末日まで２年間延長されたが、制度の適用期限（令和９年12月末日）は延長されなかった。

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において３年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を３年程度延長すべきである。

併せて以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

**法人会税制提言の全文は、全法連ＨＰをご覧下さい**

# あなたのやる気が仕事を変える！

(有)島田教育総合研究所
所長　島田 義也

「興味を持てない仕事でも、やる気になれば予想外の成果を生むものである」この考え方に異論がある人はきわめて少ないことでしょう。

もちろん、中には「興味を持てない仕事なのにやる気になれというのはそもそも無理な話である」とか「いくらやる気があっても、その仕事を遂行するだけの能力がなければ、しょせんは精神論である」等、重箱の隅をつつくようなことを持ち出してケチをつけようとする人は大勢いるでしょうが、通常の読解力をもってごく普通に考えるのであれば「その通りだ」と思ってくれる人の方が多いはずです。

仕事をする上で能力が必要なことはいうまでもありません。しかし、いくら能力が高くてもやる気がなければ高い成果を上げることはできないというのもまた事実です。ではどうすればやる気を起こすことができるでしょうか？

## 【どうすれば やる気が起きるのか】

「やる気を起こす」というのは早い話が「気持ちの持ちよう」です。

結局のところは自分で気持ちをコントロールするしかないのですがこれが案外難しいのです。

「『どうすればやる気になるか』だって？それがわかれば（できれば）苦労しないよ」と多くの人が思うことでしょう。

しかし、そのように思考停止してしまったら身もふたもないのでここでは少々理屈の上から考えてみましょう。

### 1 「どんな時やる気になるのか」を考え、そのような状態を作り出してみる

「どんな時やる気になるのか」と自問自答してみましょう。

回答は人によってさまざまでしょうが、以下のような項目は多くの人に当てはまるのではないでしょうか？

- 「いつまでにこのような状態になる」という明確なビジョンがある。
- 目標がはっきりとわかっている。
- 計画通りに仕事が進捗している。
- 中途半端で終わらず、仕事を達成できている。
- 自分の工夫改善が仕事に反映されて面白い。
- 自分が進歩・成長しているのがわかる。
- 大事な仕事を任される。
- 「人のために役立っている」と実感できる。
- 目標とする上司、先輩がいる。
- 今の仕事が好きである、等

自分の回答が出てきたら意図的にそのような状態を作り出してみるのです。

中には「大事な仕事を任される」のように「任せてくれないのだからそのような状態を作り出すことはできない」という性質のものもありますが、人のせいにしても事態は何も変わりません。

他責にするのではなく「大事な仕事をまかされるように普段から気が利いた仕事をするようにしよう」と考えることが大切です。

### 2 「やる気がある人の行動」をまねしてみる

「やる気がある」というのは心の中の状態ですから本来は他人からは判定不能のはずです。

しかし心の中の状態というのは行動に表れるものです。

他人はそのような行動をみて「あの人はやる気がある」と評価するのです。

一般的には「やる気がある人の行動」とは以下のようなものです。

- 目が輝いている
- ビンビン響く声が出ている（元気がある）
- シャキっとしていて姿勢が良い
- 不平不満を口にしない
- できる方法を考えようとする
- 良い仕事をしよう、と工夫改善する
- 感謝の気持ちを素直に表わせる
- 素直である
- よく人に協力する、等

これらはすべて「プラス思考」から来る言動です。

人間は暗示にかかりやすいですからプラスをイメージする言動を何度も言ったり動いたりしていると次第にプラス暗示にかかってプラス思考になるという側面があります。

たとえカラ元気でもやっているうちに本当に元気になるというのはおそらく多くの方が経験していることでしょう。

くれぐれもわざわざ自分でマイナス暗示をかけて自分を落ち込ませないことが大切です。

## 3 「仕事の価値・使命」を考える

「働く」とは「『はた』を『らく』にすること」、つまり、周りの人に貢献することです。

この世の中から「働く人」がいなくなってしまったら何でも自分でやらなければならなくなってしまい、世の中が回らなくなります。

あなたが今の仕事をやることによって助かっている人がたくさんいるのです。

なお、「助かっている人」は必ずしも社外の方々とは限りません。総務、経理等の間接業務についている人であれば「あなたが後方を守ってくれているから自分の業務に専念できる。ありがとう」と思ってくれているライン業務の人が必ずいます。「自分が働くことで多くの人に貢献している」と思えば自分の仕事に誇りが持てるはずです。

人生の中で多くの時間を占めるのが「仕事」です。

その仕事がつまらないということは人生そのものがつまらないということと同じと言っても過言ではありません。

ぜひ自分の仕事に誇りを持ち、仕事を徹底的に好きになっていただきたいものです。そうすればおのずとやる気は出てきます。

## 4 「まずは行動してみる」ことが大事

私は研修講師という仕事をしています。一応法人形態にしていますがいわゆる「一人親方」です。

さすがに受講者がいる研修の現場では「やる気がなくておっくうだ」という気持ちにはなりませんが、問題はデスクワークをしている時です。

研修講師は研修現場で研修の運営をするだけではなく、事前に研修のカリキュラムや使用教材を作成したり原稿を書いたりするという仕事もあります。

これらの仕事は客先に出向いて行うのではなく自分の事務所で行います。一人親方ですからガミガミ言ってくれる上司はいません。

全部自己管理で仕事を行うのですが、結構労力を使う仕事ですのでともすれば「やらなければいけないということはわかっていてもやる気が出ない」という状態に陥ります。

そんな時、私がやっているのは「まずは動いてみる」ということです。

すると不思議なことにだんだん気持ちが乗ってきて仕事がはかどる、ということをよく経験します。

実はこれは「作業興奮」と呼ばれていて学問的にも明らかになっている現象です。

脳科学の研究によると、「やる気」は脳にある「側坐核（そくざかく）」という部分が関係していることがわかっています。

この側坐核は、ある程度の刺激がないと十分な活動をしてくれません。

その「ある程度の刺激」というのが実は「やり始める」ことなのだそうです。

受講者がいる研修の現場で「おっくうだ」と感じないのはおそらく研修現場では否応なく「やらなければならない」という状態になっているからなのでしょう。

「どうすればやる気が起きるだろうか」ということを悶々と考えるより、まずは動いてみるということが最も簡便な方法だと言えましょう。

「自らのやる気を奮い立たせるための方法（例）」という資料を添付いたします。

### 自らのやる気を奮い立たせるための方法【例】

**【Aさんの場合】**
**「やらなければならない仕事がある、でもやりたくない、嫌だなあ」という場合、後回しにすればするほど心の苦痛は大きくなります。悶々として何もしないのは時間のムダですし、苦痛の時間が長く続くことになってしまいます。そんな思いをするくらいなら、「まず動く。その仕事でなく他のやりやすい作業からまずやってみる」というように何かやってみることをお薦めします。そのように動いていると、だんだん仕事が片付いてきて勢いが出てきます。その勢いに乗って「やらなければならない仕事」を一気に片付けてしまうことです。**

**【Bさんの場合】**
**今日やらなければならないことは何か、を紙に書き出し、各項目ごとに何時までに終えなければならないか、細かく期限を区切り、優先順位をつけて取り組んで、終わったら消すようにしています。一つ一つ片付けていくことに達成感があります。**

**【Cさんの場合】**
**体を動かすとやる気が刺激されるんでしょうかね。私の場合、週3回は夜、1時間程度ジョギングをしているのですが、考え方が前向きになりますよ。あと、「今月の目標」として「5000メートルを何分何秒で」とか「体脂肪率何％以下」とか「ウエスト何cm以下」とか、を決めて、毎回トレーニング終了後に結果を記録しているのですが、目標値に段々近づいていると実感することでやる気が出てくるのを感じます。**

**【Dさんの場合】**
**「下手の考え休むに似たり」ということわざを忠実に実践しています。「やらなければ。でもやりたくない」という堂々巡りに陥りだしたら、「どうせできないんだから休もう」と酒を飲んだり、早く寝たりしています。そして翌日、スッキリしたところで再挑戦します。その方が効率的です。**

**【Eさんの場合】**
**仕事にかかる時は、「この仕事が終わったらこういう楽しいことがある」「あと○時間で終わりだ」と考えるようにしています。そうすると仕事中はそんなこと考えずに熱中してやるようになるから不思議です。**

税のミニ通信

# 検証必須! 賃上げ促進税制!!

東北税理士会郡山支部
税理士 物江 利将

「賃上げ促進税制」が強化されました!
令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度が対象です。

賃上げ促進税制は、青色申告書を提出する法人や個人事業主において、雇用者の給与等支給額の増額に応じて税額控除ができるという税制上の優遇措置です。

いろいろ強化されましたが、最大の注目は中小企業向け「5年間の繰越控除」です。

賃上げ促進税制は、令和6年度から令和9年度までの3年間を対象とし、繰り越しが5年間できるので、最大8年間もの期間に税額控除に可能性があるかもしれません。

この中小企業向けの「5年間の繰越控除」を受けるための用語や要件の説明をしたいのですが、たくさんありすぎて記載しきれないためここでは省略させて頂きます。

## 結局のところ、うちは賃上げ促進税制受けられるの?

**経営者**:中小企業が賃上げしたら税額控除が受けられるらしいけど、昇給はなかなか難しいよ。
来年はどうなるか分からないしね。

**税理士**:昇給したら下げにくいですからね、賞与で調整するのはどうですか。
税額控除しきれなくても5年間の繰越控除があるので改正前より効果的に利用できますよ。

**経営者**:今年社員を増やしたんだけど、賃上げじゃなくても税額控除は受けられるの?
増員の効果がでるのは来年だから、今年は赤字になるかもしれないけどどうかな?

**税理士**:支給した給与合計で比較するので、去年より社員が増加したなら税額控除を受けられる可能性は高いですね。実は社員増加の方が昇給や賞与増加よりも増加率は上がります。赤字でも5年間繰り越せますから、今後昇給していくとさらに効果的には利用できますよ。

**経営者**:社員を増やしていく計画なんだけど、税額控除はうまく受けられるかな?

**税理士**:改正前ですと毎年1人ずつ増やすなどの計画を組まないと受けられない年度があったり、控除上限になってしまって効果的に受けられないこともありましたが、5年間の繰越控除があるので柔軟な計画が立てられますよ。

**経営者**:結局のところ、賃上げ促進税制はどうすると受けられるの?

**税理士**:**中小企業が賃上げ促進税制を効果的に受ける一番の方法は社員の増加**です。
**社員10名の企業が1名増員すれば単純に10%の増加率**になります。
逆に1名退社すれば10%の減少になるので昇給や賞与ではカバーできません。
今回の改正で繰越控除ができるようになり単年度判定から複数年度判定が必要になりました。
社員を増やしたり給与を増やすときは必ず「賃上げ促進税制」の検討をして下さい。

## 貧乏神封じの七福神

フリーランスライター 藤木 順平

間違った常識のひとつに「干支（えと）」がある。「2025年の干支は?」と問われると、多くの人は「ヘビ」と答える（はず）。ブー! なのだ。正解は「乙巳（きのと・み）」。明日からこう答えよう。

十干（じっかん）と十二支を組み合わせたのが「干支」である。十干は「甲乙丙…」と続く10種類。かつては学校の成績、いまでも果物などの等級で使われている。なお、乙が「きのと」であり、「おつ」である説明は省略。十二支はご存じ「子丑寅…」の12種類。この10と12の最小公倍数は60なので、「乙巳」は60年に1度やってくる。60年後も忘れずに…。余談だが、一画の漢字は2つのみ。「一」と「乙」だけである。知っていても損はない。

いろいろな数字が出たついでに「七福神」はどうだ。インド（大黒天、毘沙門天、弁財天）と、中国（布袋、寿老人、福禄寿）、日本（恵比寿）など3か国の神様が集まったもの。

ある豪商の新築祝いに偉いお坊さんが招かれ、書を頼まれた。そこで、お坊さんは「ぐるりと家を取り巻く貧乏神」と書く。眉をひそめる豪商の主人。続けて「七福神は外に出られず」と書いた。いや、めでたいめでたい!

## トピックス

### 会員親睦ゴルフコンペ 開催

10月8日㈫、第13回となるゴルフコンペを郡山ゴルフ倶楽部において開催し、18名が参加した。あいにくの雨模様でしたが、プレーを通じ会員相互の親睦を深めた。成績は次の通り。（敬称略）

優　勝 ＝ 高橋 宗彦（㈱高橋建設）
準優勝 ＝ 髙橋 稀乃（㈱福島ファミリー）
第３位 ＝ 星　 忠男（㈲c.f.rエージェント）

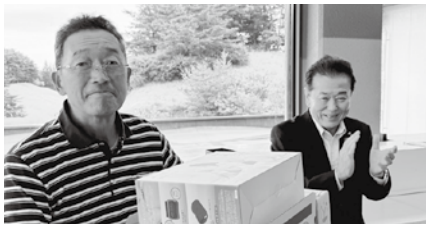

優勝した高橋宗彦 氏

### 新入会員の集い開催

9月17日（火）、「新入会員の集い」を郡山ビューホテルアネックスで開催した。

2年ごとに行っていた事業だが、新型コロナウイルスの影響もあり6年ぶりの開催となった。令和元年から5年度の入会会員、紹介者及び当会役員48名が出席した。

赤塚英夫会長、ご来賓の郡山税務署・板垣直人署長よりあいさつをいただいた。続いて事務局より、郡山法人会の組織や事業内容等について説明をし、自社企業の発展のため法人会を大いに活用していただくよう呼びかけた。

また、その後の会員交流会では、新入会員一人一人に自己紹介、自社PRをしていただいき、和やかに親睦を深めた。

新入会員の集い

今年度も、会員増強目標として前年度よりの会員数純増を掲げ、次回の新入会員の集いに多数ご参加いただけるよう、役員・会員の皆さまに引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

電子申告で効率UP!
国税電子申告・納税システム
e-Tax
「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。
納税にはダイレクト納付が便利です!
e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。
法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。
e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!
添付書類の提出省略(注)
還付がスピーディー
ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。
法人会
イータックス 検索

## トピックス

# 第40回 法人会全国大会「鹿児島大会」が城山ホテル鹿児島で開催

10月3日㈭、第40回 法人会全国大会「鹿児島大会」が城山ホテル鹿児島で開催され、全国各地からの約1,700名の会員が集い、当会から赤塚会長はじめ5名が参加した。

大会第一部の式典では、令和7年度 税制改正提言の報告、佐世保法人会青年部会による租税教育活動の報告、大会宣言の採択が行われた。

第二部の記念講演会はANAホールディングス株式会社、取締役会長 片野坂 真哉 氏が『新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界 危機下の経営戦略を語る』と題し講演され、コロナ禍が航空業界にもたらした深刻な影響について言及し、ANAグループが直面した課題やその対応について話した。また、危機下での経営判断や今後の展望についても語られ、経営者にとって貴重な機会となった。

鹿児島大会 式典

## 女性部会 会員視察研修

9月18日㈬に、女性部会は会員視察研修を開催した。

まずは、日本橋にある貨幣博物館と日本銀行本店を見学した。いずれの施設も、入館時に金属探知機による検査と携行品のX検査が厳重に行われた。貨幣博物館では、お金の歴史について学び、また、歴代の大判・小判、歴代の日本銀行券の展示を観覧、千両箱・一億円のレプリカの重さを体感した。

次に、今回の視察研修のメインである日本銀行本店の見学。係の方により、日本銀行の歴史について説明があり、その後館内の見学へ。本館の建物の歴史や特徴、歴代総裁の肖像画(写真)などの説明を受けながら進み、地下にある金庫へと。関東大震災の被災がなく創建当初(明治29年)のままで、平成16年まで約108年間実際に使用されていた金庫で、扉の厚さは約90cm、総重量約25トン。積み重ねてある1,000億円のお札(一万円の模擬券)を見て参加者一同驚きの声をあげた。

続いて東京タワーを見学し、最後に、浄土宗大本山増上寺の参拝。僧侶による寺の略史や境内の諸堂宇について説明をしていただいた。徳川将軍家墓所を拝観し帰路についた。

残暑厳しい日ではあったが、参加者19名、学びの多い一日となった。

日本銀行本店 見学

1,000億円レプリカ